

陳情第 7 号

「長崎の子どもたちをいじめから守る活動」に関する陳情書

令和5年11月29日

長崎市議会議長  
毎熊 政直 様

陳情人

・住所 長崎市八幡町3-19-602

・氏名 「長崎の子どもたちをいじめから守る市民の会」  
代表 大石真弘

・連絡先 [REDACTED]



## 1 陳情の趣旨

私は長崎市内でフリースクールを運営し、「学校に行くことが難しい」子どもたちの心理的支援や学習支援を行っています。

令和4年度、「不登校の子ども」は全国で29万9千人という過去最高の人数となりました。文部科学省の調査では、不登校の主な要因は「不安や無気力」が半数以上を占め、明確に「いじめ」が要因となっているものは0.3%にとどまります。

しかし、ある民間施設が不登校の経験がある約300名の子どもたちへ調査した結果、約30%の子どもたちが不登校の要因を「いじめ」と回答しました。

不登校の子どもたちは、学校や教室という「空間」、同級生や上級生等の「人」に強い不安や恐怖を感じています。特に、「いじめ」を受けた子どもの「不安や恐怖」は非常に深刻で、日常生活に大きな影響があります。

また、仮に、学校が「いじめ」を認知して指導を行い、加害者から被害者への謝罪が行われるなど、「いじめ」の一定の解決が図られたとしても、被害にあった子どもの「不安や恐怖」は継続し、長期間心理的な苦痛を強いられる場合が多くあります。

このような子どもの心身に大きな苦痛を与える「いじめ」に対して長崎市は、「いじめ防止対策推進法」の制定を受けて「長崎市いじめ防止基本方針」及び「長崎市子どもを守る条例」を策定しました。

これにより、「保護者」「学校」「行政」「子を育て学ぶ施設」など、「大人総がかり」で「いじめ」を防止し、被害を受けた子どもの心に寄り添い、守り抜くことが示されました。

今、全国的に「いじめ」への不適切な対応が多く報道されている中、「長崎市いじめ防止基本方針」や「長崎市子どもを守る条例」という、すばらしい理念や取組をすべての子どもと大人が再確認して、いじめ防止に努め、力を合わせて対応する必要があると考えます。

しかし、これらは策定されてすでに10年近くが経過しており、市民全体の認知度が低下していることが懸念されます。

また、私は小中学校の先生方からの相談も受けています。相談に来られた先生方の中には、パワハラ等の人間関係に心を傷めている先生方が少なからずおられます。

現在、市内の小中学校にはパワハラ、セクハラの担当職員がおかれ、市教委にも直接相談することができますが、「教職員としての経験が浅い先生方」や「弱い立場になりがちな先生方」等の不安や悩みを広く認知し、解決につなげるためには、教育委員会と連携できる民間の施設が必要だと考えます。

さらに、子どもたちがなるべく人に知られたくない悩みを相談する際に、「どんな人が自分の相談にのってくれるのかわからない。相談する人の顔がわからないので不安」ということを極力少なくするために、ホームページで私の略歴や活動などを紹介した上で、安心して無料で相談ができる窓口をこのほど設置しました。

以上を踏まえて、次の3点を陳情いたします。

## 2 陳情項目

- ① 長崎市に「長崎市いじめ防止基本方針」及び「長崎市子どもを守る条例」の理念や内容を、子ども、保護者、先生、市民にあらゆる機会をとらえて周知を図っていただくようお願いします。
- ② 長崎市内のすべての小中学校において、「いじめが法律や条例で禁止されていること」「どのような言葉や行為、態度がいじめにあたるか」「いじめを見たり聞いたりした際はどういう行動をとるべきか」等の「いじめに特化した学習」を実施していただきたい。
- ③ 子どもたちや小中学校の先生方が抱えている、いじめやパワハラ等の悩みをより安心して相談できるように、各部署の「相談を受ける人」のプロフィールを可能な限り公開していただきたい。また、市が民間の相談窓口と連携して、子どもたちや先生方の「小さな声」が届くような相談体制の充実を図っていただきたい。

以上